

明石市長 泉 房穂
(公印省略 消防局総務課)

公募型賃貸借見積合せの実施について

令和5年度に予定している明石市消防局総務課の賃貸借について、公募型賃貸借見積合せを実施しますので、参加を希望される方は、下記要領により申請書等を提出してください。

記

1 対象業務

- (1) 業務名 明石市消防職員用寝具賃貸借(単価契約・長期継続契約)
- (2) 業務場所 明石市藤江924番地の8
- (3) 業務概要 明石市消防職員が使用する寝具類の賃貸借
- (4) 履行期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

2 見積合せ参加要件(参加者は、次のすべての要件に該当していること。)

- (1) 明石市入札参加資格者名簿(物品・サービス)に契約の種類が「サービス」で登録されており、かつ業種区分が「レンタル・リース又はクリーニング」で登録されていること。
- (2) 令和5・6年度の明石市入札参加資格者名簿(物品・サービス)のサービス業務の部に、契約の種類がサービスで、かつ、業種区分がレンタル・リース又はクリーニングで登録申請を行い、令和5年2月15日までに受理されていること。
- (3) 以下に掲げる①から④までのいずれかに該当すること。
 - ① 明石市内の本店で登録している者(市内業者)
 - ② 明石市内に支店・営業所等を有しており、同支店・営業所等において契約締結の代理人を置く登録を行っている者(準市内業者)
 - ③ 兵庫県内の本店で登録をしている者(県内本店業者)
 - ④ 兵庫県内に支店・営業所等を有しており、同支店・営業所等において契約締結の代理人を置く登録を行っている者(県内支店・営業所等登録業者)
- (4) 平成25年4月1日から令和5年1月31日までの間に国内において、国、地方公共団体又はそれに準じる機関(公社、公団、事業団等)の発注に係る「対象床数が50以上の寝具賃貸借契約を継続して12か月以上」を元請として完了した業務実績を有すること。

※長期継続契約等により現在契約中の業務であっても、令和5年1月31日までの間に12か月以上連続して業務していることが確認できれば、上記内容を満たすものとする。
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (6) 明石市契約規則第3条(平成5年規則第10号)の規定に該当しないこと。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合は、この限りではない。

- (8) 明石市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から見積合せの日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
- (9) 公告日において納期限が到来している明石市税(※)を見積合せの日の前日までに完納していること。
※新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ徴収猶予の「特例制度」を受けているもの(猶予期限を過ぎていないもの)及び納付期限が延長されたもの(延長された納付期限を過ぎていないもの)を除く。
- (10) 見積合せの日の前日において、国税(法人税(個人にあっては所得税)並びに消費税及び地方消費税)(※1)を完納していること。また、契約予定者となった場合は、令和5年4月1日までの間に、国税の滞納がないことを証する納税証明書(※2)を提出できること。
※1新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ納税の猶予の特例を受けているもの(猶予期限を過ぎていないもの)を除く。
※2納税の猶予の特例を受けている場合は、国税(法人税(個人にあっては所得税)並びに消費税及び地方消費税)の納税証明書その1(直近2年分)
- (11) 仕様書等の内容を熟知し、業務内容等を十分に理解した上で見積合せに参加できること。

3 見積合せの方法及び契約方法

- (1) 見積金額は、寝具類一式 1日1床あたりの単価(税抜)を記載してください。
- (2) 契約については、寝具類一式 1日1床あたりの額(税抜)で行うものとし、この契約単価については契約予定者の見積単価とします。

4 仕様書のダウンロード

- (1) 期間
令和5年2月21日(火)からダウンロード可能
- (2) 方法
明石市ホームページより仕様書等のファイルをダウンロードしてください。通信環境等の問題でダウンロードができない場合は、消防局総務課にてファイルをコピーしますので、あらかじめ電話連絡(078-918-5270)の上、CD-R等の記録媒体(USBメモリは不可)を持参してください。

5 仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 仕様書等に関して質問しようとする者は、下記期間内にファクシミリにより消防局総務課へ仕様書等に関する質問書(指定様式)を提出してください。
令和5年2月21日(火)から令和5年2月28日(火)午後1時まで
(FAX 078-918-5983 明石市消防局総務課 公募型賃貸借見積合せ契約担当者 宛)
- (2) 質問に対する回答
令和5年3月2日(木)午後1時から明石市ホームページにおいて公表します。

6 見積合せ参加申込み

- (1) 参加を希望する者は、次に掲げる書類を角2封筒等のA4サイズが折らずに入るものに封かんし、封筒の表面に宛名シール(指定様式)を貼り付けてください。
ア 公募型賃貸借見積合せ参加申請書(指定様式)
イ 見積書(指定様式)
ウ 業務実績調書(指定様式)及び業務の実績を証する契約書等(写)
- (2) 封筒の提出については、持参は認めません。必ず、下記により書留等(簡易書留も可)の、郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法にて郵送してください。

ア 令和5年3月2日(木)午後1時に、明石市ホームページに設計図書等に対する質問及び回答を掲載しますので、必ずこれを確認の後、郵送してください。

イ 消防局総務課への郵便物の必着期限は、令和5年3月7日(火)です。この必着期限を過ぎて到着したものは受理しません。

また、郵便事故等により申請書類等が提出先に到着しなかったことに対する異議を申し立てることはできません。

ウ 郵便物提出日中に、ファクシミリにより消防局総務課へ公募型賃貸借見積合せ参加確認書(指定様式)を送付してください。

(FAX 078-918-5983 明石市消防局総務課 公募型賃貸借見積合せ契約担当者宛)

7 見積合せの日時及び場所

(1) 日時

令和5年3月9日(木)午前10時00分(予定) ※状況により前後します。

(2) 場所

明石市藤江924番地の8 明石市消防局4階会議室

8 契約保証金

執行予定総額(契約単価(税抜)に予定数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額)の10分の1以上を納付すること。ただし、明石市契約規則第25条に該当する場合は免除等を行う場合がある。

9 消費税の取り扱い

見積金額は、契約希望金額の110分の100で記載してください(税抜で記載)。

契約締結に際しては、契約予定者の見積金額に10%を加算した額で契約を行います。

なお、1円未満の端数は、この金額において切り捨てます。

10 支払条件

毎月払い

11 予定価格(税抜)

95円(1日1床あたりの単価)

※予定価格を超える金額で見積を行った場合は、指名停止基準に基づき措置します。

12 変動型最低制限価格制度の準用

本見積合せにおいては、制限付一般競争入札における変動型最低制限価格制度を準用します(最低価格見積者から有効な下位5者の見積金額の平均の85%未満の見積者は失格とする。)

13 長期継続契約について

本賃貸借は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約として契約を行うものです。なお、契約の翌年度以降において、本賃貸借における予算を削減された場合又は当該年度における年間予定賃貸借料総額未満に削減された場合は契約を変更又は解除することがありますので、了承の上、見積合せにご参加ください。

14 暴力団排除に関する誓約書の提出について(契約締結時の注意事項)

明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱第5条第1項の規定により、執行予定総額が200万円を超える

場合には、契約予定者は令和5年4月1日までに、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出していただきます。

契約締結期限までに当該誓約書が提出されていない場合には契約を締結しません。

この場合において、見積・契約等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、見積合せ参加者の負担となりますのでご注意ください。

また、明石市入札参加者等指名停止基準別表第2第8項第10号アの規定により、指名停止措置（3か月）を行います。

15 契約条項等を示す場所

明石市契約規則、明石市業務委託契約約款等については、財務室契約担当及び明石市ホームページ「入札コーナー」において閲覧することができます。

16 見積に関する条件

- (1) 見積書が指定の日時までに到着していること。
- (2) 見積者が同一事項について2通以上した見積でないこと。
- (3) 見積者の記名押印があり、見積内容が明確であること。
- (4) 見積金額が明確であること及び見積金額が訂正されていないこと。
- (5) 談合その他の不正行為によって行われたと認められる見積でないこと。

17 無効とする見積

- (1) 見積に参加する者としての必要な資格のない者の行った見積
- (2) 虚偽の申請により資格を得た者の行った見積
- (3) 見積に関する条件に違反した見積

18 見積結果及び契約について

- (1) 見積合せの場所においては、一旦全件保留とし、参加資格について事後審査を行います。
- (2) 資格審査については、最低価格見積者から順次行い、審査の結果、参加要件を満たしていることが確認できた時点で契約予定者を決定します。
- (3) 見積結果は、令和5年3月10日（金）から明石市ホームページにて掲載します。

19 年度開始前準備行為

本見積合せについては、令和5年度予算の成立を前提に行う年度開始前準備行為であり、本見積合せにおける予算が成立した場合には、当該契約予定者と令和5年4月1日に契約を行うこととなります（ただし、令和5年4月1日時点においても契約予定者が見積合せ参加要件のすべての項目を満たしている必要があり、見積合せの参加要件を一項目でも満たしていないこととなった場合は失格となります。この場合においては、次順位以下の見積合せ参加要件をすべて満たす者と契約を行うこととなります。）。

なお、本見積合せにおける予算が成立しなかった場合には契約は行いません。この場合、本見積合せ等に要したすべての費用について明石市に請求することができず、本見積合せ参加者の負担となりますのでご注意ください。

20 その他

- (1) 明石市法令遵守の推進等に関する条例（平成22年条例第4号）に定める不当要求行為等を行った場合においては、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (2) この業務の見積合せに参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ「入札コーナー」掲載の業者登

録一覧表で業者コード等を確認した上で申し込んでください。

- (3) 提出書類等に不備がある場合は無効となるので、この業務の見積合せに参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ掲載の応募案内を確認した上で申し込んでください。
- (4) 適正な技術者等の配置が条件となっている場合には、この見積における契約締結時に適正な技術者等の配置が必要となります。適正な技術者等の配置ができなかった場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (5) 見積参加の際に提出を必要とする書類等において、虚偽の記載等の不正な行為が判明した場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (6) 最低価格見積者であっても、変動型最低制限価格制度又は資格審査において必ずしも契約予定者とならない場合があります。

この場合において、見積合せ等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、見積合せ参加者の負担となりますのでご注意ください。

- (7) 明石市内に本店を有するか、明石市内の支店等に権限を委任している個人事業主が見積合せに参加する場合、明石市税の納税状況確認のため、個人事業主が居住する住所地を見積合せ日当日に確認することがありますので、ご注意ください。
- (8) その他見積及び契約に関する事項については、財務室契約担当の規定等を準用します。